

## 江田島市議会出前講座の実施に関する基準

平成25年12月25日

全員協議会決定

### 1 目的

この基準は、江田島市議会基本条例（平成25年江田島市条例第36号）第12条第4項に基づき、開かれた議会を目指し、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分果たすため、市民からの要請に応じ、議会審査の経過等を説明する出前講座を積極的に行うことを目的とする。

### 2 開催期間

4月1日から3月末日までとする。ただし、本会議、委員会等開催日は除く。

### 3 日時

(1) 原則として、江田島市の休日を定める条例（平成16年江田島市条例第2号）第1項各号に掲げる日を除き、月曜日から金曜日までのそれぞれ午前9時から午後7時までとする。

(2) 出前講座は、原則として1回2時間までとする。

### 4 対象者等

出前講座の実施を申請することができるもの（以下「申請者」という。）は、江田島市内に在住、在学又は勤務する10人以上で構成された団体、グループ（以下「団体等」という。）とする。ただし、原則として、同一団体等からの同一テーマへの申込みは年度につき1回限りとする。

### 5 内容

出前講座の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 委員会の所管する事務の調査経過
- (2) 委員会の所管する議案、陳情等の審査経過
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会に関すること。

## 6 説明員

出前講座の説明員は、議員とし、常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会で対応する。

## 7 申込み等

- (1) 申請者は、出前講座の実施を希望する日の1か月前までに、議会出前講座申込書（様式第1号）を議長に提出しなければならない。
- (2) 議長は、前号の規定による申請を受けたときは、速やかにその可否を決定し、議会出前講座諾否通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。
- (3) 議長は、前号の規定により実施の決定をする場合において必要と認めるときは、条件を付することができる。

## 8 費用負担

- (1) 出前講座の説明員の派遣に係る費用は、無料とする。
- (2) 出前講座の実施に係る会場使用料その他の実施に要する費用は、申請者が負担しなければならない。

## 9 備品

出前講座の開催に当たり必要な備品は、申請者で用意するものとする。

## 附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

## 議 会 出 前 講 座 申 込 書

平成 年 月 日

団体(グループ)名									
代表者	住 所	〒 江田島市							
	氏 名								
	電話番号	( )	-				(自宅・携帯・職場・その他)		
希望する 内 容	第1希望								
	第2希望								
	第3希望								
希望する 日 時	第1希望	平成	年	月	日( )	時	分~	時	分
	第2希望	平成	年	月	日( )	時	分~	時	分
	第3希望	平成	年	月	日( )	時	分~	時	分
会 場	名 称								
	所 在 地	江田島市		町					
		TEL ( )		-					

○申込について

申込先	江田島市議会事務局 〒737-2193 江田島市江田島町中央一丁目1番1号	開催日	申込受付後、代表者の人と日程調整し決定します。
連絡先	TEL0823-42-6310 FAX0823-42-6315	時 間	原則：月曜日から金曜日まで(平日) 午前9時~午後7時 (2時間以内)
申 込 できる人	江田島市内に在住・在学または勤務する10人以上の団体・グループ	料 金	無料
申込方法	申込書に必要事項を書いて、希望日の1か月前までに議会事務局まで	会 場	会場や備品(机・椅子など)は申込される団体で確保してください。 (場所は江田島市内)
開催期間	平成 年4月~平成 年3月末日 定例会・臨時会・委員会等開催日は除きます。	市民意見等の取扱いについては、各委員会において整理し、議長に報告するとともに、全議員に配付し、今後の審議に生かすこととしています。	

○出前講座メニュー(各委員会)

総務常任委員会	議会運営委員会	庁舎建設等検討特別委員会
文教厚生常任委員会	議会広報特別委員会	/
産業建設常任委員会	交通問題調査特別委員会	

\* 希望する内容に応じて、所管の委員会が対応します。

様式第2号

議会出前講座諾否通知書

年 月 日

様

江田島市議会議長

印

年 月 日付けで申請のありました出前講座については、次のとおり実施する・実施しないこととなりましたので、お知らせします。

1 次のとおり実施します

講座名 (内容)	
日時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
場所	
説明員	
受講条件	

2 次の理由により実施しません。

理由	
----	--

## 議会出现前講座

～江田島市議会基本条例第12条第4項に基づき、「出前講座」を開催します。～

### 1 目的

「開かれた議会」を目指し、議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分果たすため、委員会は市民からの要請に応じ、議会審査の経過等を説明する出前講座を積極的に行います。

### 2 各委員会所管事項

各委員会の所管事項は次のとおりですが、所管以外の申し込みがあった場合でも、可能な限り対応します。

#### (1) 総務常任委員会

総務部・会計課・監査委員・選挙管理委員会・公平委員会・固定資産評価審査委員会及び消防の所管に関する事務並びに他の委員会に属さない事項

#### (2) 文教厚生常任委員会

市民生活部・福祉保健部・福祉事務所及び教育委員会の所管に属する事項

#### (3) 産業建設常任委員会

産業部・土木建築部・企業局及び農業委員会の所管に属する事項

#### (4) 議会運営委員会

議会運営等に関する事項

#### (5) 議会広報特別委員会

江田島市議会だより・ホームページ・その他議会広報に関する事項

#### (6) 交通問題調査特別委員会

公共交通に関する事項

#### (7) 庁舎建設等検討特別委員会

庁舎建設・公共施設のあり方に関する事項

### 3 申込み・問い合わせ

お申込み、お問い合わせは、江田島市議会事務局（42-6310）までご連絡ください。